

訂正とお詫び

【2024 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【会社法・商法Ⅰ】

| 頁数 | 場所 | 誤 | 正 |
|-----|----------------------------|--|--|
| 138 | (6) ③ A 枠内 ※ 2 行目 | つまり、単元株制度を採用している場合は、 買取の対象は <u>単元未満株式に限られること</u> になる。 | つまり、単元株制度を採用している場合は、 この a にあてはまる以上、端数となるのが <u>単元未満株式に限られることになる</u> （立案担当者による平成26年改正会社法の解説 P194 参照）。 |
| 299 | ② | (331Ⅲ) | (331Ⅳ) |
| 323 | (注1) 枠内 1 行目 | (333Ⅳ) | (331Ⅳ) |
| | (注1) 枠内 4 行目 | (331Ⅱ) | (331Ⅳ) |

【会社法・商法Ⅲ】

| 頁数 | 場所 | 誤 | 正 |
|-----|---------------|--|---|
| 148 | (5) ③ 3 行目 | ただし、 <u>不法行為によって生じた債権を有する者</u> に対する個別催告は省略できない(789Ⅲ) | ただし、 <u>不法行為によって生じた債権を分割会社</u> に対して有する者に対する <u>個別催告は省略できない</u> (789Ⅲ) |